

○須崎市日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年10月1日

須崎市訓令第51号

改正 平成25年5月15日訓令第83号

改正 令和4年3月24日訓令第12号

(目的)

第1条 この要綱は、須崎市地域生活支援事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、重度障害者等に対し日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において重度障害者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する障害者又は障害児であって、須崎市内に居住地を有する在宅の者をいう。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる重度障害者等又は市長がこれに準ずる者として認めた者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により給付の対象となる用具の購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

(申請)

第4条 用具の給付及びその取付工事に要する費用の助成を受けようとする重度障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で重度障害者等を現に保護する者をいう。）（以下「申請者」という。）は、須崎市日常生活用具給付申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、須崎市日常生活用具給付調査書（別記様式第2号）を作成し、給付の可否を決定するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付を決定したときは、須崎市日常生活用具給付決定・却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、須崎市日常生活用具給付券別記様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた重度障害者等又はその保護者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた重度障害者等又はその保護者（以下「給付決定者等」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払う額（以下「費用負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払い)

第9条 市長は、業者から用具の給付に要した費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により給付決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額を限度額とする。

2 業者は、前項の申請をする際は、給付券を添付しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付若しくは用具に係る取付工事費の助成を受けた者があるとき又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(取付工事費用の助成)

第12条 市長が必要と認める用具の取付工事を要する種目については、1件につき3万円を限度とし、取付工事費用の助成を行うものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第13条 市長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については次に掲げるとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として、2ヵ月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表の基準額(月額)の範囲内で1ヵ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2ヵ月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。

(4) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき1ヵ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する給付額について行うこと。

2 新たに人工肛門又は人工膀胱を造設した者の排泄管理支援用具のうち、ストマ装具については、身体障害者手帳(以下「手帳」という。)が交付された月から給付の対象とし、手帳が交付された旨の通知等が市長に届くまでの間に購入したストマ装具については、償還払いによる用具の給付(以下「償還給付」という。)を受けることができるものとする。

3 償還給付を受けようとする者は、第4条の規定による申請と同時に日常生活用具給付費支給申請書(別記様式第5号)に購入したストマ装具の領収書を添えて、市長に対し申請するものとする。

4 手帳が交付された旨の通知等が市長に届いた後、第4条の規定により申請した月分については、償還給付の対象外とし、第7条の規定による給付を受けるものとする。

5 償還給付においても、別表の基準額を適用するものとする。

(再給付の決定)

第14条 市長は、既に給付を受けている用具と同一の用具の再申請に係る申請については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の例により当該用具の対応年数を勘案のうえ再給付の決定を行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２０年２月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２２年１月２０日から施行する。

附 則

この規則は、平成２２年１月２０日から施行する。

附 則（平成２５年５月１５日訓令第８３号）

この訓令は、平成２５年５月１５日から施行し、改正後の須崎市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則（令和４年３月２４日訓令第１２号）

この訓令は、令和４年３月２４日から施行し、改正後の須崎市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、令和４年４月１日から適用する。